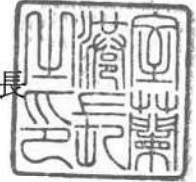


港長公示第1号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の錨泊を禁止するので、同条第2項の規定により公示する。

平成30年1月31日

室 蘭 港 長



室蘭港第1区における錨泊の禁止について

室蘭港第1区の航路筋付近における船舶交通の安全確保のため、下記のとおり船舶の錨泊を禁止する。

記

1. 期 間

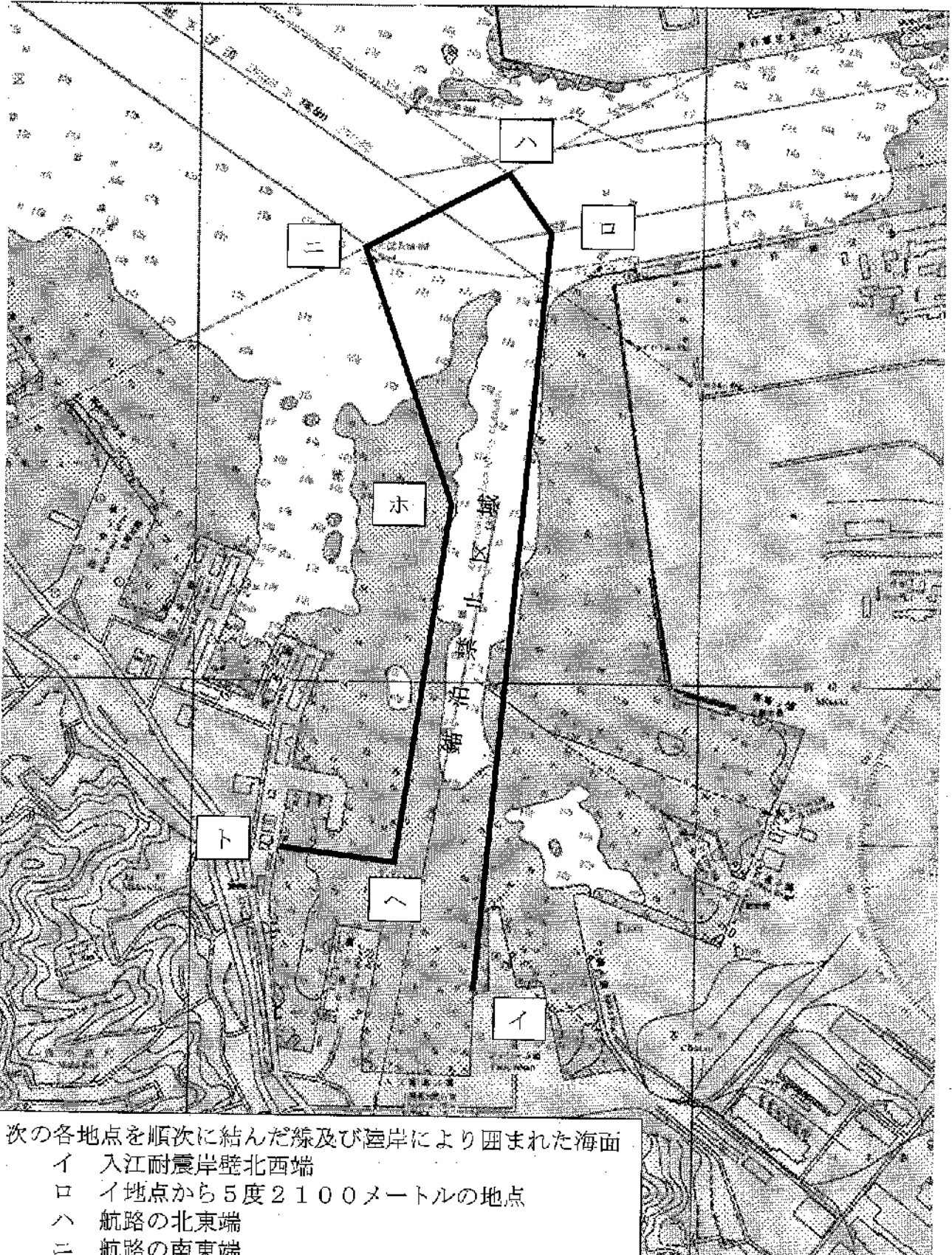
平成30年1月31日から当分の間

2. 区 域

次の各地点を順次に結んだ線及び陸岸により囲まれた海面

- イ 入江耐震岸壁北西端
- ロ イ地点から5度2100メートルの地点
- ハ 航路の北東端
- ニ 航路の南東端
- ホ ニ地点から161度750メートルの地点
- へ ホ地点から188度990メートルの地点
- ト へ地点から276度330メートルの地点

港長公示第1号（平成30年1月31日）参考図



次の各地点を順次に結んだ線及び沿岸により囲まれた海面

- イ 入江耐震岸壁北西端
- ロ イ地点から5度2100メートルの地点
- ハ 航路の北東端
- ニ 航路の南東端
- ホ ニ地点から161度750メートルの地点
- ヘ ホ地点から188度990メートルの地点
- ト ヘ地点から276度330メートルの地点